

- 第1条 同志社共済組合規程第11条及び第13条による役員並びに運営委員の選出方法は、本規程による。
- 第2条 組合規程第11条の組合長は総長、副組合長は理事長と教職員組合連合委員長を充てる。
- 2 監事は、組合長が組合員中から推薦し、運営委員会の承認を得て決定する。
- 3 組合長及び副組合長の任期は在任期間とし、監事は3年とする。
- 第3条 組合規程第13条の運営委員は、総長、理事長、教職員組合連合委員長の3名、総長の推薦によるもの3名、教員の互選によるもの7名及び職員の互選によるもの7名をもって構成する。
- 第4条 監事及び運営委員の任期は、選定の日から起算する。
- 2 委員に欠員を生じた場合は、補充するものとする。ただし、教職員の互選によるものは、次点者を繰り上げる。
- 第5条 第3条の互選による運営委員の選任は、教員及び職員別に単記無記名通信投票による。
- 第6条 選挙人は、当該年度10月1日現在の組合員とする。被選挙人は、在職3年以上の組合員とする。ただし、組合長及び副組合長を除く。
- 第7条 選挙管理委員会は、現運営委員をもって構成し、選挙管理委員長は組合長とする。
- 第8条 当選は、教員、職員とも得票上位より当選人とする。得票数同数の場合は、年長者を当選とする。